

向日葵

HIGASHIMURAYAMA



【山梨県】冬の山中湖 白鳥と富士山

CONTENTS

- ちょっと知りたい税理士column
- 税務署だより
- 署長インタビュー
- 税の作文・法人会会長賞受賞作品
- 税に関する絵はがきコンクール優秀作品／
- 税の標語法人会会長賞受賞作品
- わかりやすい事業承継／令和7年度セミナー案内
- 社労士コラム
- 会社紹介
- 地域の名所／**実施報告** 新春講演会
- お知らせ** 法人事業税・都民税に関して／立川都税事務所
- ▶ P2-3
- ▶ P4-5
- ▶ P6-7
- ▶ P8-9
- ▶ P10
- ▶ P11
- ▶ P12
- ▶ P13
- ▶ P14
- ▶ P15
- 実施報告** 業務のデジタル化・デジタルインボイス対応セミナー／決算書・法人税申告書作成講座／オンライン基礎から学ぶ社会保険実務講習／**ご案内** 法人会入会／
- お知らせ** 会費改定／新入会員紹介コーナー
- 人人
- 実施報告** 賀詞交歓会・新入会員紹介行事／福利厚生制度受託会社コーナー
- ご案内** 法人会行事／
- 実施報告** 各ブロック・支部活動
- 委員会紹介／レシピ
- ▶ P16
- ▶ P17
- ▶ P18
- ▶ P19
- ▶ P20



令和8年度(2026年度)税制改正大綱

与党による令和8年度(2026年度)税制改正大綱において、暗号資産(仮想通貨)取引をめぐる税制上の扱いは、一定の条件のもとで「分離課税の対象とする」と明記されました。あわせて、損失を翌年以降に繰り越せる「3年間の繰越控除制度」も創設される予定です。

現行の日本の税制では、暗号資産取引による所得は雑所得に分類され、総合課税の対象となっており、給与所得などと合算され、住民税と合わせた税率は最大で55%に達する仕組みです。

これに対し、株式や投資信託などは約20%の申告分離課税が適用されているほか、損失の繰越控除も認められており、暗号資産と既存の金融商品との間にある税制の差異が課題とされてきました。今回の大綱では、分離課税の適用対象を「国民の資産形成に資する暗号資産」に限り、その現物取引、デリバティブ取引に加え、ETF(上場投資信託)から生じる所得も対象とすることが示されました。

以上が、暗号資産に係る税制改正の今後の大きな流れですが、本稿執筆時点での現行法の取り扱いについても以下の通り整理しておきます。

暗号資産の取扱い

暗号資産(仮想通貨)の取扱いについて、国税庁は、令和6年12月20日付で「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(情報)」を公表しており、その別添として「**暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(FAQ)**」を公表しています。

また、国税庁HPには、タックスアンサーとして、**No.1524**、**No.1525**及び**No.1525-2**が公表されています。

巷間、様々な議論がされている暗号資産(仮想通貨)の税務ですが、「NFTに係る取引から生じた所得は全て譲渡所得相当」等国税当局の考え方を誤解、歪曲した解説がSNSを中心に広く流布されている状況にあります。そこで、「国税当局が何を説明しているのか」を明確にするために、「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」と国税庁タックスアンサーの「問い」を紹介しておきます。

《1 所得税・法人税共通関係》

- 1-1 暗号資産を売却した場合〔令和2年12月更新〕
- 1-2 暗号資産で商品を購入した場合〔令和2年12月更新〕
- 1-3 暗号資産同士の交換を行った場合〔令和2年12月更新〕
- 1-4 暗号資産による寄附を行った場合〔令和6年12月追加〕
- 1-5 暗号資産の取得価額〔令和6年12月更新〕
- 1-6 暗号資産の分裂(分岐)により暗号資産を取得した場合〔令和2年12月更新〕
- 1-7 マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合〔令和3年12月更新〕
- 1-8 非居住者又は外国法人が行う暗号資産取引〔令和4年12月更新〕

《2 所得税関係》

- 2-1 暗号資産取引による所得の総収入金額の収入すべき時期〔令和4年12月更新〕

暗号資産

- 2-2 暗号資産取引の所得区分〔令和4年12月更新〕
- 2-3 暗号資産の必要経費〔令和4年12月更新〕
- 2-4 暗号資産の譲渡原価〔令和2年12月更新〕
- 2-5 暗号資産の評価方法の届出〔令和2年12月更新〕
- 2-6 暗号資産の評価方法の変更手続〔令和2年12月更新〕
- 2-7 暗号資産の取得価額や売却価額が分からない場合〔令和2年12月更新〕
- 2-8 年間取引報告書を活用した暗号資産の所得金額の計算〔令和2年12月更新〕
- 2-9 年間取引報告書の記載内容〔令和2年12月更新〕
- 2-10 暗号資産を低額(無償)譲渡等した場合の取扱い〔令和4年12月更新〕
- 2-11 暗号資産取引で損失が生じた場合の取扱い〔令和2年12月更新〕
- 2-12 暗号資産の証拠金取引〔令和2年12月更新〕
- 2-13 暗号資産の信用取引〔令和6年12月更新〕

《3 法人税関係》

- 3-1 暗号資産関係
 - 3-1-1 暗号資産の譲渡損益の計上時期〔令和5年12月更新〕
 - 3-1-2 暗号資産の譲渡原価〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-3 暗号資産の期末時価評価〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-4 活発な市場が存在する暗号資産〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-5 DEXにおいて取引される暗号資産〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-6 ステーキングのためロックアップした暗号資産の期末時価評価〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-7 貸付けをした暗号資産の期末時価評価〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-8 借入れをした暗号資産の期末時価評価〔令和6年12月更新〕
 - 3-1-9 特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産〔令和5年12月追加〕
 - 3-1-10 複数の事業者が共同発行する暗号資産〔令和5年12月追加〕
 - 3-1-11 特定譲渡制限付暗号資産に該当する暗号資産〔令和6年12月追加〕
 - 3-1-12 暗号資産信用取引を行った場合〔令和5年12月更新〕
 - 3-1-13 暗号資産信用取引の譲渡損益の計上時期〔令和3年12月更新〕
 - 3-1-14 暗号資産信用取引に係るみなし決済損益額〔令和5年12月更新〕
- 3-2 電子決済手段関係
 - 3-2-1 電子決済手段の取得時の課税関係〔令和5年12月追加〕
 - 3-2-2 電子決済手段の譲渡時の課税関係〔令和5年12月追加〕
 - 3-2-3 電子決済手段の期末時の課税関係〔令和5年12月追加〕
 - 3-2-4 外貨建電子決済手段の期末時の課税関係〔令和5年12月追加〕

《4 相続税・贈与税関係》

- 4-1 暗号資産を相続や贈与により取得した場合〔令和4年12月更新〕
- 4-2 相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法〔令和2年12月更新〕

～ 税務の概要 ～

税理士
佐々木 健

《5 源泉所得税関係》

5-1 暗号資産による給与等の支払〔令和2年12月更新〕

《6 消費税関係》

6-1 暗号資産を譲渡した場合の消費税〔令和5年12月更新〕

6-2 暗号資産の貸付けにおける利用料〔令和5年12月更新〕

《7 法定調書関係》

7-1 財産債務調書への記載の要否〔令和5年12月更新〕

7-2 財産債務調書への暗号資産の価額の記載方法〔令和5年12月更新〕

7-3 国外財産調書への記載の要否〔令和4年12月更新〕

《タックスアンサー》

No.1524 暗号資産を使用することにより利益が生じた場合の課税関係

No.1525 暗号資産交換業者から暗号資産に代えて金銭の補償を受けた場合

No.1525-2 NFTやFTを用いた取引を行った場合の課税関係

FNTの取扱い

NFTの取扱いについては、国税庁は、令和5年1月13日付で「[NFTに関する税務上の取扱いについて\(情報\)](#)」を公表しており、その別添として「[NFTに関する税務上の取扱いについて\(FAQ\)](#)」を公表しています。

こちらについても、「国税当局が何を説明しているのか」を明確にするために、「[NFTに関する税務上の取扱いについて\(FAQ\)](#)」の「[問1](#)」を紹介しておきます。

【所得税・法人税関係】

問1. NFTを組成して第三者に譲渡した場合(一次流通)

問2. NFTを組成して知人に贈与した場合(一次流通)

問3. 非居住者がNFTを組成して、日本のマーケットプレイスで譲渡した場合(一次流通)

問4. 購入したNFTを第三者に転売した場合(二次流通)

問5. 第三者の不正アクセスにより購入したNFTが消失した場合

問6. 役務提供の対価として取引先が発行するトークンを取得した場合

問7. 商品の購入の際に購入先が発行するトークンを取得した場合

問8. ブロックチェーンゲームの報酬としてゲーム内通貨を取得した場合

【相続税・贈与税関係】

問9. NFTを贈与又は相続により取得した場合

【源泉所得税関係】

問10. NFT取引に係る源泉所得税の取扱い

【消費税関係】

問11. NFT取引に係る消費税の取扱い①(デジタルアートの制作者)

問12. NFT取引に係る消費税の取扱い②(デジタルアートに係るNFTの転売者)

【財産債務調書・国外財産調書関係】

問13. 財産債務調書への記載の要否

問14. 財産債務調書へのNFTの価額の記載方法

問15. 国外財産調書への記載の要否

法人が保有する暗号資産に係る 期末時価評価の取扱い

最後に、法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて紹介しておきます。国税庁は、令和5年1月20日付で「[法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて\(情報\)](#)」を公表しています。

こちらについても、「国税当局が何を説明しているのか」を明確にするために、「法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて」の「[項目](#)」を紹介しておきます。

- 1 暗号資産の期末時価評価
- 2 期末時価評価の対象となる活発な市場が存在する暗号資産
- 3 DEXにおいて取引される暗号資産
- 4 ステーキングのためロックアップした暗号資産の期末時価評価
- 5 貸付けをした暗号資産の期末時価評価
- 6 借入れをした暗号資産の期末時価評価

＜参考文献＞

- ・「暗号資産とNFTの税務」細川健 著、白桃書房
- ・国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて(情報)」令和6年12月20日付
- ・国税庁「NFTに関する税務上の取扱いについて(情報)」令和5年1月13日付
- ・国税庁「法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて(情報)」令和5年1月20日付

Profile

さ さ き けん
佐々木 健



立教大学経済学部卒業。大蔵省国際金融局、東京国税局等に勤務後、佐々木健国際税理士事務所を設立。税理士、MBA(経営管理学修士)、専門社会調査士。アジア太平洋マーケティング研究所(APRIM)シニア研究員、東久留米市商工会総代。マーケティング・コンサルタントとしても東証プライム上場企業での幹部職員向け研修講師実績多数。

《事務所》 佐々木健国際税理士事務所

《所在地》 〒203-0032 東久留米市前沢 2-10-15
シャレード 21-305

《TEL》 042-470-0272

《E-mail》 k-sasaki@dune.ocn.ne.jp

《URL》 <https://k-sasaki.rulez.jp>

税務署だより

令和7年分の申告書の提出及び納付期限

所得税及び復興特別所得税	令和8年3月16日(月)
贈与税	令和8年3月16日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和8年3月31日(火)

確定申告は自宅からe-Tax スマホとマイナンバーカードでさらに便利!

自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法【マイナンバーカード方式編】

1 必要なもの

マイナンバーカード受取時に設定したパスワード

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ パスワードをお忘れの場合(外部サイト)



必要なものをご準備の上、**2**へ♪

2

「作成コーナー」推奨ブラウザ※で検索♪


 Safari
  Google chrome

確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

3



提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードをスマホで読み取ります。

4 収入等の入力 ▶ 控除の入力



画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力するだけ!
自動計算で申告書の作成ができます。

5



e-Taxで送信!これで手続完了♪
書類の保管・郵送提出が不要!※

※住宅借入金等特別控除に係る書類など、一部を除きます。

さらに! マイナポータル連携で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力!

詳細は確定申告特集ページをご覧ください →



国税に関するご質問・ご相談は 国税ホームページで解決！

1 チャットボット（ふたば）に質問する

「ご質問したいことをメニューから選択」または「自由に文字で入力」で質問すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。



チャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目等

- ・所得税及び消費税の確定申告／インボイス制度
- ・贈与税の申告（R8.2 上旬～）
- ・e-Tax、確定申告書等作成コーナーの操作方法
- ・年末調整（10月上旬から翌年1月下旬頃まで利用可能）



チャットボットは
こちらから

2 タックスアンサーを利用する

国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます。



タックスアンサーは
こちらから

3 電話相談センター

国税庁ホームページで解決しない場合

「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

上記ナビダイヤルをご利用になれない方は、税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。

4 国税庁ホームページや電話で解決できないとき

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合や、納付に関する相談については、税務署において面接相談を受け付けていますが、面接時間の十分な確保及びご持参いただく書類をお伝えするため、電話等で事前に相談日時等のご予約をお願いします。

確定申告期の予約については、左ページの「確定申告特集」をご確認ください。

新春 署長 *INTERVIEW*

令和8年1月15日(木) 昨年7月に
就任された石亀東村山税務署長に
インタビューを行いました。

東村山税務署長
石亀 博文



1 出身地（生い立ち）について

出身は、太平洋に面している青森県の南東部に位置する八戸市です。

この地は工業港、漁港、商業港が整備され、工業地帯が形成された水産都市であり、昭和39年には新産業都市に指定されている工業都市でもあります。皆さん知ってのとおり、この地域は地震が多発し、震度4程度は当たり前の場所です。

幼少期からお山の大将的存在で、何かあると親が近所の家に謝罪に走り回る、学校の始業式初日から廊下に立たされるほどの悪ガキでしたが、小学4年から本格的に野球をやり始め、6年時の大会では主将・投手で優勝（初戦は完全試合達成）、中学時は、主将・投手として決勝まで進み、延長14回と再試合の計21回を投げ、結果、優勝。高校時は、副将・三塁手。決勝負けで甲子園には行けず、授業は寝ていることが多く、隣席の優秀なS君（2年前の国税庁長官）に答えを教えてもらったのぎました。

このとおり、私の生い立ちは“田舎での野球”に尽きると思います。

2 国税の仕事を選んだ理由やきっかけ

公務員になるため進学を考えていましたが、高校3年の春先に国家公務員初級試験の話聞きつけ、お試し試験のつもりで全く耳にしたことのない税務職試験を受験し、なぜか合格。12月25日



のクリスマスに意向確認連絡を受けたことで、親にも相談せず採用を了解しました。正直、親元を離れて東京での生活、採用後1年間は勉強しているだけでお金（給料）がもらえてその後公務員になれると考えたことが就職のきっかけだったと言えます。

3 国税での主な職歴

高校卒業後現在まで約40数年在籍し、そのうち約22年間を徴収事務（いわゆる滞納整理事務）、約10年間を局人事課での試験・採用や服務関係事務、税務大学校教授を経験しました。

徴収事務では、国税徴収法のほか民法等の苦手な法律を読み取り、適切な処分執行という貴重な経験させていただきました。また、人事課や税務大学校では、職員の採用、採用直後や選抜された職員の研修を担当し、税務の職場は時代の変化に順応できる職員の育成に熱心に取り組んでいることを感じ取ることができました。

4 前職（局徴収部国税訟務官室長）での思い出やエピソード

前職は、東京国税局の国税訟務官室で室長という役職を務めていました。

徴収部国税訟務官室は、徴収事務での差押え等滞納処分を執行する際の担当部署からの相談への指導や助言をするほか、滞納処分を受けた滞納者等からの不服について訴訟等で解決することを担当しております。

課税では、課税処分について国が納税者から訴えられる（つまりは被告になる）ことばかりですが、徴収においては、滞納処分について国が訴えられるだけでなく、徴収独自の用務として、国が原告となり納税者等を訴えることもあります。差し押さえた滞納者の売掛金の取立てに債務者たる取引先等が、その取立てに応じない場合の取立訴訟などがこれに当たります。

なお、過去に自分の係が滞納整理で処分した事案について、訟務官室に異動してきた自分の目の

前で勝訴判決を受けたこともあり、その時は、非常に嬉しく、満足感に浸ったこともありました。

5 東村山署管内の印象、税務署長としての抱負

昨年7月の着任後、お会いした方々には非常にお気遣いいただくなど、優しい方々が多く、密接なつながりを感じております。ありがとうございます。

東村山署管内は、都心に近く、ベッドタウン的地域の5市を抱えており、所得税の確定申告者数が都内一位であるということが納得できる大変規模が大きい署です。現在、東村山駅は改築中であり、更に交通網が整備されることで、今後の成長が期待されます。

署長としての抱負ですが、国税庁の組織理念である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という使命を果たすことに尽きると思います。そのためには、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性向上に向け、絶えず進化し続ける必要があります。東村山法人会をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協力関係をより強固にした上で、職員全員が健康で持てる力を遺憾なく発揮できる明るく風通しのよい職場環境の醸成に努めたいと思います。

6 子供たちへの租税教室の重要性について

国税庁使命の実現には、次世代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく理解する、気づいていただく必要があります。そのためにも幼い頃から租税教育を行うことが重要だと思っております。

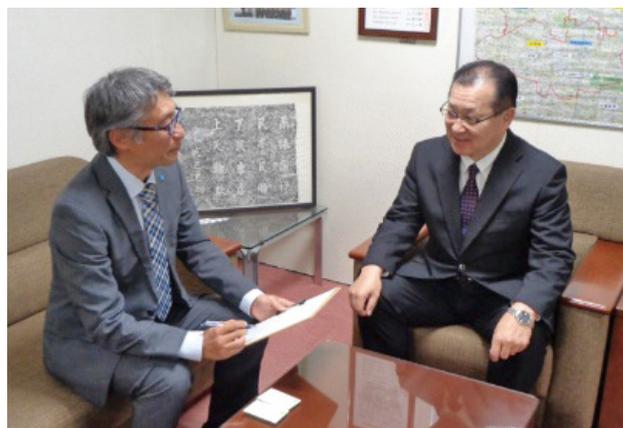
東村山税務署では、小中学校での租税教室を関係民間団体の方々と協力の上、開催しているほか、関係民間団体の皆さまが取り組まれている税の作文・税の標語や税の絵はがきコンクールなどの募集事業にも参加させていただいております。

児童・生徒の皆さまの作品を拝見して、作品の表現から、税の重要性たるものを気づかせてくれることもあります。

このことから、租税教育には積極的に取り組むべきと考えておりますので、租税教育の充実に向け、引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。

7 趣味や休日の過ごし方

趣味と休日。以前であれば“野球かゴルフ”と答



えていましたが、子供が野球、アメフトやバスケットボールで活動していた時にはその応援にいそしんでおりました。最近、子供がスポーツ活動から離れたため、何もすることがなくなり、休日には自宅から30分ほどの場所にある深大寺までの散歩や市内のスポーツ施設や映画館でのスポーツ観戦や映画鑑賞をして過ごしております。

8 座右の銘について

「人事を尽くして天命を待つ」

これは、小学校卒業時に校長先生からいただいた言葉であり、現在も肝に銘じています。

スポーツは、練習をしないで勝つことは難しい。負けた原因を克服することで道が開けると思います。「何もしない、しなかったことを悔やむよりは、やるだけやって、あとは結果を待とう」と決めています。

9 東村山法人会に期待すること

東村山法人会の皆さまにおかれましては、各種研修やセミナーの開催、各市民まつりなどでの税金クイズ、租税教室や絵はがきコンクールなどの活動で地域企業・地域社会における税知識の普及、納税動議の高揚に大変寄与されていると認識しており、そのご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。

本年7月の私どもの定期異動後は、国税当局全体でセンター化が実現されることから、社会のDX（デジタルトランスフォーメーション）に当たり、e-Tax及びキャッシュレス納付の更なる推進が求められることになると思います。

そのためには、税務行政の円滑な実施に当たり、地域に密着した活動を行う法人会の皆さまとの信頼関係をより強固にした上で、今まで以上の連携・協力を図る必要があると考えておりますので、今後も、引き続きよろしくをお願いいたします。



多摩武蔵納税貯蓄組合連合会が主催している令和7年度中学生の「税についての作文」作品集から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品をご紹介します。

税の本当の役割を知って

創価中学校 3年 松倉 一眞 さん

これまで私は、学校の授業や教材で税の仕組みや使い道について学んできた。道路や学校、病院など、税金が私たちの生活を支えてくれていることも理解しているつもりだ。しかし、それはあくまで表面的な知識であり、その奥にある意義までは深く考えたことはなかった。そんな私は先日、霞が関見学デーで国税庁を訪れる機会を得た。国税庁という名前は知っていても実際にどのような仕事をしているのかはよく知らなかった。展示室に入ると税の種類や集め方、そして使い道について分かりやすく紹介されていた。中でも印象に残ったのは、「税金は適切かつ公平に徴収されるのが目的」という説明だった。それまで私は、税金は集めたお金をどう使うのかの方が大事だと思っていた。しかし、適切で公平な徴収があつてこそ、安心してそのお金を使うことができるのだという職員さんの言葉に目からうろこが落ちる思いがした。もし徴収が不公平なら、一部のみにだけ負担がかかり社会の信頼は失われてしまう。展示では、税が集まるまでの流れも紹介されていた。個人や企業から納められた税は、国税庁や税務署を通じて国庫に入り、教育、福祉、防災などに分配される。私はそれを見て、授業で習った知識が実際の仕組みと結びついていくのを感じた。見学を終えて、私は税についての新しい視点と考え方を持つことができ、今まで以上に税への興味と関心が高まった。これまで買い物をしたときのレシートにある消費税額は、どうつかわれるか、どのような場所に行くのかしか見方がなかったけど今はその数字の向こうに「公平に集められた社会の資金」があると考えるようになった。ニュースで税制改正の話題が出ると「公平性は守られているのだろうか」と自然に意識するようになった。国税庁で学んだのは、税は単にお金をあつめるための制度ではないということだ。それは社会の信頼を支える仕組みであり一人ひとりが責任をもって支えるべき大切なものだ。私は将来、納税者としての責任を果たすだけでなく、税の仕組みや使い道にも関心を持ち続けたい。国税庁での学びは、これからの私の生き方や考え方に大きな影響を与えてくれたと思う。

人と未来をつなぐ税金

東村山市立東村山第六中学校 3年 阿佐美 明咲 さん

まず、私たちはどのくらい税金について知っているだろうか。正直、保護者から離れて暮らすことの少ない私たち中学生は、あまり知らないと思う。「消費税」はなんとなく分かるが他はよく分らないと今までの私は考えていた。しかし、生きていく上で税金を払うというのは避けては通れない道だ。だからこそ、税金の仕組みを理解することが私たちにとって必要なことであると考える。

一言に税金と言ってもその中にいくつかの種類があり、それぞれ何から税金を取るのかが異なっていく。だが異なる税の中にも共通点がある。それは集めた税のゆくえにある。今までの私は政治の難しい策に使われたり、少し想像ができなかったのだが、実は私たちの身近な所に税金は使われているのだ。例えば、警察署や市役所、道路などがあげられる。他にも、学校やそこで使う教科書などにも税金が使われている。これだけでも税金が私たちの暮らしをどれだけ支えているのかが分かるだろう。

その中でも特に税金が役立っていると思う使い道がある。それは災害時の救助活動である。近年、日本では地震に対する意識が高まりつつあると感じる。今までもその意識はあったが、せまい間隔で起こり続ける大きな揺れに加え、南海トラフによる被害の想定の大きさから不安が高まるのは仕方のないことだと思う。だが自分たちが払った税金が救助活動に使えることで知らない誰かの未来をつなぐことが出来るかもしれない。もしかしたら自分の未来がそれで助かるかもしれない。そう考えるとこれからくる災害の中にも希望が見えてくるだろう。もちろん救助活動以外にも税金は使われ、必ず何らかの形で私たちに返ってきて、生活をよりよいものにしてくれると思う。だから税金は私たちの暮らしをよくするための未来への投資だとも考えられる。

私たちが知らなかっただけで、税金はこんなにも私たちの生活に深く関わっている。だから、自分たちが支払っている税金がどこに使われていて、どのように役立っているのか全ての人に分かっていなくてははいけないと思う。どうしても税と聞くと難しいイメージがあるかもしれないが、少しでもその先入観を取っ払って、知ろうとしてもらいたい。私たちの税金が、秩序をつくり、人と人が出会い学ぶ場をつくり、全ての人々が平等に未来を紡いでいけるような希望になった。この先もこんな社会をつないでいくためには税と関わる全ての人々が税を理解し、協力していく必要がある。だからこそ今が未来で社会を担う次世代の私たちの、社会について考える大切な時間なのであろう。

税はどうして必要なのか

清瀬市立清瀬第二中学校 3年 森下 紅 さん

「税」と聞くと大人はみんな嫌な顔をする。私は、税についてあまり詳しくなかったため、なぜそんなに嫌な顔をするのかが分からなかった。先日、公民の授業で税金がなくなるとどうなってしまうのかという映像を見た。国民全員が税を納めてくれなくなるとゴミ収集車が来ないため、ゴミが街中に溢れて不衛生になってしまったりと結果的には国が不安定になってしまうということ映像を通して学んだ。それを考えてみると税金は私達の身の回りを豊かにしてくれる大切なものなんだなと思った。それではなぜ税金を大人の人たちは嫌うのか。例えばおじいちゃんやおばあちゃんは働いていないのにどうやって生活しているのだろうか。六十五歳を超えた高齢者の方たちは年金をもらって生活している。ではその年金は誰が払っているのだろうか。そう、働いている大人たちである。そのため、その税金がなければお金を得ることができないため過ごすことができないのだ。そう考えてみれば、税金は大切なのではないかと思います。しかし、現代は子供の数が減少し、高齢者の数が増える少子高齢化社

会である。高齢者の数が多くなるということは、その分税金を払わなければならないため働いている人が使える収入が少なくなってしまう。けれど税金を納めてくれなければ働いていない高齢者の方たちは生活できなくなってしまう。私達で言えば身近な学校で使う教科書が無償化でなくなり、病院に行ったときには大人と同じ料金を払わなければならない。しかしこうして私達の教科書が無償化で済んだりすることも、病院に通院しても私達は二百円で済むことも、そして高齢者の方たちも安心して過ごすことができるのは働いてくれている大人の人たちが納めてくれている税金のおかげなのだ。また、私達は何かものを買うときに必ず消費税がついてくる。これはすべての人が何かものや食べ物を買ったときに誰に対しても平等についてくるもの。もちろん私達中学生も何か買うときには必ず払っている。なので私達も税金を納めて社会に貢献しているのだ。

このように税金は私達の生活を豊かにしてくれたり支えてくれる大切なものだ。そのため、税に対するイメージを変え、税が私達の生活にどのような影響を与えてくれるのかを一人一人がしっかりと理解し、適切に納めることで少しでも平和につながってくると私は思う。また、私達がこのような環境に身を置けていることも決して当たり前ではないのだから、ちゃんと感謝の気持ちを持って過ごすことが私達にできる精一杯のことなのではないだろうか。

税金で支えられている私たちの生活 東久留米市立西中学校 3年 平松 シン さん

私たちの生活は、たくさんの税金によって支えられていると授業で習いました。正直、私はあまり税金のことを考えたことがありませんでした。ニュースで「消費税」や「所得税」という言葉を聞いても大人の世界の話だと思っていました。でも、ある時から、税金は私たち中学生の生活にも関係があるんだと気づきました。

私はハンドボール部に入っています。毎日きつい練習をしています。そんな中で一番びっくりしたのは、体育館やグラウンドがいつもきれいで、ボールやゴールのネットも新しいものに取り替えられていることです。顧問の先生から「これは市の予算で新しく買ったんだよ」と聞いた時「予算って税金のこと？」と質問をしました。そしたら「そう、市民が払った税金から出ているんだよ。」と教えてくれました。

それを聞いて、なんだか少しありがたい気持ちになりました。私は毎日、学校の体育館を使って練習していますが、それが税金で維持されているなんて考えたこともなかったからです。もし税金がなかったら、私たちは体育館を借りるためにお金を払わないといけないかもしれません。そうしたら、毎日部活を続けるのは難しくなってしまうと思います。

また、去年の夏、部活でけがをしたときも税金のありがたさを感じました。大会前の練習で足をひねってしまい、保健室で手当てを受けました。そのとき、学校の保健室にある救急セットや冷却パックも、税金で買われたものだと先生に聞きました。さらに、私は病院に行って診てもらったのですが、日本は「国民健康保険」があるおかげで、自己負担は3割で済みました。これも税金で支えられている制度だと知り、もし全額自分で払うことになったら大変だと思いました。

学校でも勉強も税金のおかげで成り立っていると授業で学びました。教科書は無償で配られていますし、授業で使うプリントなどは学校が用意してくれます。私は勉強があまり得意ではありませんが、それでも必要な道具がそろっているから授業を受けられます。もし自分で全部そろえたら、家計にも負担がかかるし、勉強時間が減ってしまうかもしれません。考えてみると税金は私たちが「当たり前」だと思っていることを当たり前にくれている存在だと思います。部活で練習できる場所、けがをしたときの安心、授業を受けられる環境そして道路や信号、安全な町並みどれも税金がなければ維持できないものです。

私はまだ税金を払う立場ではありません。でも、税金で支えられている生活の中にいるということを忘れないようにしたいです。そして、大人になって働くようになったら、自分も税金を納めることで誰かの生活を支える側になりたいです。

税について

武蔵野大学中学校 3年 勇田 璃子 さん

私たちの暮らしは税によって支えられています。税とは、国や地方公共団体が国民や住民から集めるお金のことで、道路や学校、病院など、私たちが毎日使っているものに役立てられています。普段はあまり意識してないけど、税はなくてはならない存在です。

たとえば、私たちが通う学校も税金で建てられているし、教科書も無償で配られています。もしこれらをすべての自分のお金で払わなければならないとしたら、とても大きな負担になり、平等に勉強することが難しくなってしまいます。税のおかげで、すべての子どもたちに教育の機会が与えられています。

また、病院や消防、警察といった公共サービスも税で支えられています。火事が起きても消防車が来なかったり、病院がなかったりしたら、安心して暮らすことはできません。これらは誰にとっても必要なもので、税によってみんなが少しずつ負担し合うからこそ成り立っています。

さらに税は、道路や橋、公園や図書館といった施設にも使われています。私がよく行っていた公園も税金で整備され、安心して遊んだり散歩したりできる場所になっています。また、地震や台風などの災害が起こったときの復旧にも多くの税が使われます。もし税がなければ、壊れた道路や建物はなかなか直らず、被害を受けた人々を助けることも難しいです。

私は買い物をするときに消費税という言葉を知りました。最初は「どうして余分に払わなきゃいけないの?」と思ったけど、それも社会のために使われていると知り、納得しました。身近な税を意識すると、自分も社会を支える一員なのだと実感できます。

税のことを考えると、普段の生活の中にたくさんの税の恵みがあることに気づかされます。私は学校で勉強し、友達と安心して過ごせる毎日を当たり前のように感じているが、それは税のおかげで成り立っているのだと思います。

そして将来、私が社会に出て働くようになれば、税を納める立場になります。今はまだ子どもなので直接負担している実感は少ないけど、大人になったらしっかりと役割を果たし、社会の一員として支え合っていきたいです。税は義務であると同時に、未来をよりよくするための大切な約束なのだと感じています。

税はみんなで社会をよくするためのお金です。私たちが安心して学び、遊び、助け合える毎日を送ることができるのは、税のおかげで成り立っています。これからもその存在を意識しながら生活し、感謝の気持ちを忘れずにいたいです。

第12回
結果発表
女性部会

税に関する絵はがきコンクール

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか、ということを知っていただき、理解と関心を深めていただくため、女性部会が小学生を対象に実施している事業です。

今年度は、233作品ものご応募をいただきました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

また、入選作品は、東村山税務署の本館1階受付^(※1)、及び立川都税事務所等ロビー^(※2)にて展示されます。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。

※1 確定申告の期間中(2月16日から3月16日)は、確定申告会場にも掲示されます。

※2 掲示期間：令和8年1月5日より令和8年12月28日まで(予定)

- (立川都税掲示場所)
①立川都税事務所
②小平都税支所
③府中都税支所



選考状況

女性部会長賞



加藤 未橙 さん
(東久留米市立立山小学校)

最優秀賞



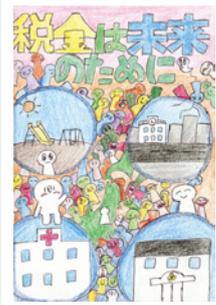
吉田 紗雪 さん
(新座市立新堀小学校)

法人会長賞



伊藤 凜 さん
(清瀬市立清瀬第四小学校)

税務署長賞



小林 未知 さん
(清瀬市立清瀬第四小学校)

都税事務所長賞



照井 美咲 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



下出 葉奈 さん
(清瀬市立清瀬第七小学校)

優秀賞



武田 博文 さん
(清瀬市立清瀬第八小学校)

優秀賞



遠藤 樹里 さん
(清瀬市立清瀬第十小学校)

優秀賞



比留間 詩乃 さん
(清瀬市立清瀬第十小学校)

優秀賞



室田 夏凜 さん
(清瀬市立清瀬第十小学校)

優秀賞



黒澤 陽葵 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



城間 小百合 さん
(東村山市立回田小学校)

優秀賞



萩原 葵 さん
(西東京市立保谷第二小学校)

優秀賞



舟見 月那 さん
(清瀬市立清瀬第四小学校)

優秀賞



秋武 沙良 さん
(清瀬市立清瀬小学校)

税の標語法人会会長賞受賞作品

東村山間税会が募集した令和7年度「税の標語」の選考の結果、左記の作品を「公益社団法人東村山法人会会長賞」に決定しました。その作品をご紹介します。

税金で 守る現在 つなぐ未来
東村山市立東村山第一中学校 3年 谷口 実希さん

税金は 未来の誰かの ためになる
小平市立小平第四中学校 2年 太田 郁音さん

駄菓子屋で 買い物すれば 納税者
西東京市立田無第四中学校 1年 片岡 楓雅さん

税金がある だから暮らしては 守られる
東久留米市立中央中学校 3年 橋口 結佳さん

すぐできる スマホでポチっと 納税だ
清瀬市立清瀬第三中学校 3年 阿部 愛音さん

第30回 わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲覚と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

気がつけば「わかりやすい事業承継」も、お蔭で30回目を迎えることが出来ました。ここまで続けてこられたのも読者の皆様からの応援があったからこそ。心より感謝申し上げます。これからも続けられるだけ頑張ってお返ししたいと思いますので、引き続きご愛読いただければ幸いです。

さて、今回は年末に財務省から公表された令和8年度(2026年度)税制改正大綱から、「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制・特例措置)」に必要な「**特例承継計画**」の提出期限を**1年6か月延長**する方針が示されたことについて書いていきたいと思います。

〈下記「令和8年度税制改正の大綱」URL〉

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

特例承継計画とは、特例事業承継税制(非上場株式の**相続税・贈与税の100%納税猶予**)を使うためのいわば「**事前エントリー**」のことを指します。

事業承継税制には、「一般措置(非上場株式の贈与税が全議決権株式の2/3までの100%、相続税が全議決権株式の2/3までの80%納税猶予)」と、**複数間贈与が可能、経営環境の変化に応**

じた猶予税額の減免措置、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大、雇用要件の実質撤廃といった多くのメリットが享受できる「特例措置」がありますが、特例措置を適用するためには特例承継計画の提出が必須となっております。

特例承継計画の提出期限は、当初、令和5年3月末までとなっていました。それがコロナの影響等で令和6年3月末まで1年延長となり、更に令和8年3月末まで2年延長されてきた経緯があります。

ポイントとしては、特例事業承継税制において、エントリーである特例承継計画の提出期限は今回の延長で実に3回目となりますが、特例を適用できる贈与・相続の申請期間自体は、当初の平成30年1月1日から10年間(令和9年12月末)は一度として変更されていないことです。今回の大綱でも触れられていないことから、**現状令和10年1月1日以降の贈与・相続において、特例の適用は出来ないもの**と考え、事前に対策しておく必要があります。

今回の特例承継計画の延長により、最終の申請パターンが変わります。贈与の場合、令和9年9月末までに同計画を提出した後、10月15日から令和10年1月17日(令和10年1月15日は土曜日のため)までの間のみ申請の受付がされる「特例事業承継税制」の本申請に臨むといった形になります。

注意点としては、**今年の本申請**については贈与税・相続税の認定申請について、特例承継計画との**同時申請が可能**ですが、**令和9年10月1日以降**については、認定申請以前に特例承継計画の提出期限が到来します。そのため、**同時申請は不可**となります。

Profile 執筆者 中小企業診断士 上甲 覚

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チームマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継内消化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



Office 株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2番26号 SKビル4階
☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604
✉ joko@kokudokouei.co.jp 🌐 <http://www.kokudokouei.co.jp/>
ミライサポート合同会社
〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-62-8 BIGオフィスプラザ池袋1206
☎ 070-5464-2789 メールアドレスは上記と同様です。

税務セミナーのご案内

会場：東村山法人会館

参加費無料!!要申込

セミナー名	月日(曜日)	時間	セミナー名	月日(曜日)	時間
決算法人説明会	3月11日(水)	13時~15時30分	決算法人説明会	4月8日(水)	13時~15時30分
税務教室 「法人税申告書作成講座」	3月17日(火)	14時~16時	決算法人説明会	4月9日(木)	13時~15時30分
新設法人説明会	3月25日(水)	13時~15時45分	税務教室「法人税の基礎」	4月21日(火)	15時~16時

※決算法人説明会はどちらの日も同一内容です。※税務教室はタイトルになる場合がございます。※当会館は、3階建になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。

申込はお電話です ☎ 042-394-7654

ご案内 労務経営相談会

法人会員限定

完全予約制

令和8年4月16日(木) 13時~16時(60分毎) 定員3法人/日(申込先着順)

- カスハラ防止の都条例にきちんと対応するには!
- スムーズに会社を譲渡するための留意点とは!
- 資金繰りに大変役立つクレジットカードの活用方法
- ご存じですか?知っておくべき生保や損保の入り方!

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

参加無料

ご案内 事業承継個別相談会

法人会員限定

完全予約制

令和8年3月18日(水)、4月22日(水) 13時~16時

こんなお悩みをお持ちの方は是非ご相談 中小企業診断士の先生がご相談に応じます。

- 事業承継(後継者教育、M&A等)に興味がある
- 事業承継で具体的に何をしたら良いかわからない
- 事業承継で誰にも相談できない
- 自社株の贈与(相続)の仕方がわからない

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

参加無料

ご案内 個別融資相談会

法人会員限定

完全予約制

令和8年4月21日(火) 14時~16時(30分毎) 定員3法人/日(申込先着順)

ご相談例は、次のとおりです。

- 日本政策金融公庫
 - 融資制度の内容
 - 申込み手続き・必要書類・最寄り駅の公庫相談窓口など
- 多摩信用金庫
 - 運転資金・設備資金・財務相談・事業相談・創業相談・事業継承相談など

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

参加無料

退職代行サービス利用時の法的リスクと注意点について ～事業主・退職者双方が知っておくべきポイント～

近年、若年層を中心に「退職代行サービス」の利用が増加しています。退職の意思を代行業者が伝えることで、本人が直接職場とやり取りせずに退職できるという利便性が重宝されていますが、法的なリスクやトラブルも多いようです。ここでは、事業主と退職者の双方が注意すべき法的リスクを具体例とともに取り上げてみます。

1 退職代行サービスとは？

退職代行サービスとは、労働者の依頼を受けて、退職の意思を勤務先に伝えるサービスです。主に以下の2種類があります：

- 【民間業者を通す型】：弁護士資格を持たない業者。退職の意思伝達のみ可能。
- 【弁護士委任型】：弁護士が対応。未払い賃金請求や損害賠償請求などの交渉も可能。

2 退職者側の注意点

【注意点①】退職の効力と時期 民法第627条により、期間の定めのない雇用契約では、退職の意思表示から2週間で退職が可能ですが、ただし、就業規則に「1か月前までに申し出ること」とある場合、実務上はその期間を尊重することが望ましいです。

【注意点②】損害賠償請求のリスク 突然の退職により業務に支障が出た場合、会社から損害賠償を請求される可能性があります。ただし、正当な退職の意思表示に基づく場合、原則として損害賠償責任は認められにくいです。（東京地裁平成15年3月28日判決等）。

【注意点③】退職手続きの不備 退職届の提出や貸与物の返却、引継ぎの未実施などにより、退職後にトラブルとなるケースも有るようです。退職代行を利用しても、必要な書類の提出や返却義務は本人が責任と誠意を持って行います。

3 事業主側の注意点

【注意点①】退職の受理義務 退職の意思表示は一方的な意思表示であり、会社の承諾は不要です。退職代行業者からの連絡であっても、本人の意思が明確であれば、退職は有効とされます（東京地裁平成28年2月24日判決）。

【注意点②】不当な引き留めや圧力の禁止 退職の自由は憲法で保障されています。過度な引き留めや脅迫的な言動は、パワハラや不法行為とみなされる可能性があります。

【注意点③】弁護士以外との交渉の制限 民間の退職代行業者が、未払い賃金や有給休暇の取得などについて交渉することは、禁止されている非弁行為に該当する恐れがあります。対応は慎重に行い、必要に応じて弁護士を通じて対応する必要があります。

4 まとめ

退職代行サービスの利用は、労使双方にとって新たな課題を生む可能性があります。トラブルの未然防止には、法的な枠組みを理解し、冷静かつ誠実な対応をすべきです。企業としては、従業員が安心して退職できる環境づくりと、就業規則の整備・周知が重要です。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2026年2月1日現在

◆石津社労士事務所 (特定社会保険労務士、
所長 東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、
代表 国分寺商工会会員、
ワンストップソリューションサービスチーム主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
◆保有資格 社会保険労務士（平成10年11月）
◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士連合会）

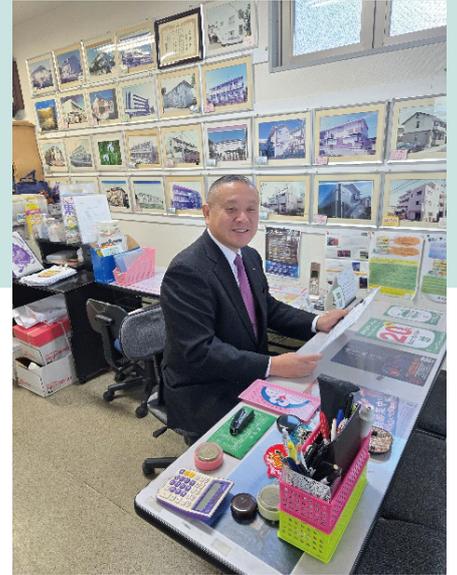
事務所
◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
◆TEL 090-1738-7991
◆e-FAX 050-3133-0539
◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

たいがふどうさん

株式会社大賀不動産

会社 紹介

代表 小山 雅由
所在地 東村山市野口町1-20-29
カクリ西口ビル1階
電話番号 042-396-2275
メールアドレス koyama@kk-taiga.com
所属 東村山第一支部



会社概要

東村山西口駅前で営業しており、主に不動産賃貸業を中心に賃貸管理業、売買仲介業を行っています。

会社の歴史

昭和48年に父が会社を設立、私はサラリーマンを経て平成9年6月に大賀不動産へ入社しました。入社当時は親子間の経営方針に温度差があり度々衝突することがありましたが、地域貢献や仕事外のお付き合い等を経験するようになり次第に父の経営方針を理解出来るようになり今に至ります。平成26年に代表取締役役に就任しました。

会社のPR

東村山市内でお住まいお探しの方、駐車場お探しの方、お気軽にお問い合わせください。

今後の展開

気軽に相談できる、気軽に立ち寄れる「まちの不動産屋」でありたいと思います。最近曜日によっては不在する事が多いですが、メールやLINE等を活用しながら集客をはかり、最終的には相対してお客様の要望にお応えしたいと思います。

2007年より、よさこいを始めました



地域の名所

小平 なかまちテラス

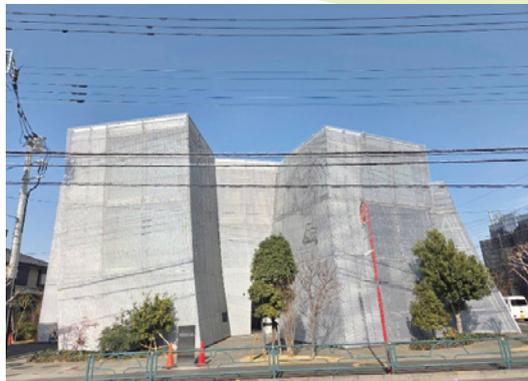
青梅街道沿いにひときわ目立つ建物が、小平市仲町にあります。ここは図書館と公民館、カフェもあり、市民の憩いの場になっています。この建物を設計したのは世界的にも有名な建築家妹島和世さんです。妹島さんのコンセプトは地域とつながる。

愛称は、仲町地域を照らす、仲間と共に学ぶ場として、なかまちテラスがつけられました。

写真でも分かるように、外からとは違うイメージで、中は落ち着いて、どこにいても日差しが届き、居心地の良い場所です、是非行ってみたい下さい。

駐車場も駐輪場も建物の後ろにあります。

場所 小平市仲町



新春講演会実施報告

「木久蔵流 コミュニケーション術・落語」

落語家 林家 木久蔵 師匠



1月19日(月)15時30分よりホテルエミシア東京立川において令和8年新春講演会を開催しました。吉村委員による司会のもと、狩野事業研修委員長の主催者挨拶、中野委員による講師紹介を行った後、講師の林家木久蔵師匠にご登壇頂き、「木久蔵流 コミュニケーション術」と題した講演と落語を賜りました。会場が終始笑いと拍手に包まれ、新春らしく笑顔溢れる楽しいひと時を過ごすことが出来たあっという間の90分間でした。

講演後に町田委員より謝辞を申し上げ、中野委員による閉会の言葉で終了しました。

次回は、6月の通常総会に接続して本部講演会を企画しており、お笑いタレントの山田邦子氏を予定しておりますので多くの方のご参会をお待ちしております。

(事業研修委員会)



〈講師〉林家 木久蔵 師匠



〈開会の挨拶〉
狩野委員長



〈司会〉
吉村委員



〈謝辞〉
町田委員



〈講師紹介〉
中野委員



様子：講演会

紙の確定申告書の 事前送付を取りやめます

変更概要

令和9年1月(令和8年12月決算分)以降の事前送付物から、電子申告を利用していない法人(紙で申告している法人)に対しても、**確定申告書の送付を取りやめます。**

留意点

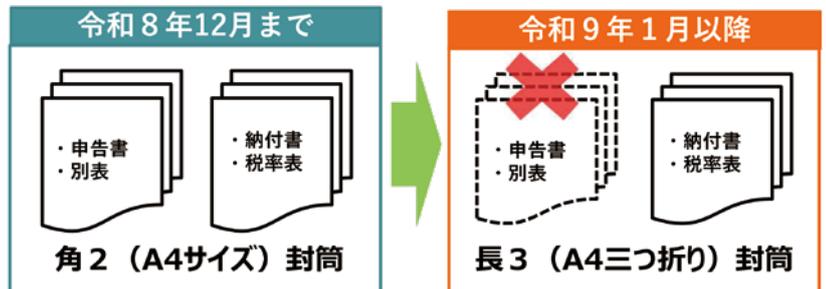
- ・納付書及び税率表は引き続き送付いたします。
- ・取りやめの対象は確定申告書のみです。中間(予定)申告書等は引き続き送付いたします。

時期

令和9年1月送付分から

対象

電子申告を利用していない法人の確定申告書



申告書、別表の送付を取りやめ、納付書と税率表のみ送付します。
申告書等の様式は、東京都主税局HPからダウンロードできます。

[東京都主税局ホームページ](#)

[東京都 法人二税 申告書](#)

検索



立川都税事務所からのお知らせ

— 都税についてのお知らせ —

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
・eLTAX
・LoGoフォーム
- ✓ 郵送
(所管事務所宛)

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
・eLTAX
・LoGoフォーム
- ✓ 郵送(所管事務所宛)
(一部の手続を除く。)

納付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー(インターネット
バンキング・モバイルバン
キング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得

- ✓ 郵送(キャッシュレス決済)
- ✓ 郵送(定額小為替)
- ✓ 電子申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください。

主税局HP▶



詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。



報告

業務のデジタル化・デジタルインボイス (Peppol) 対応セミナー

12月8日(月)、東村山法人会館において業務のデジタル化・デジタルインボイス (Peppol) 対応セミナーを開催しました。

講師は、東京都よろず支援拠点コーディネーター戸田雅裕氏とデジタルインボイス推進協議会 (EIPA) (幹事法人) 株式会社オービックビジネスコンサルタントマーケティング推進室エキスパート

石井弘之氏をお招きし、第1部では業務のデジタル化の進め方をデジタル化成功例の事例や補助金の活用事例を用いてご説明いただきました。その後第2部では、「デジタルインボイス (Peppolインボイス)」の概要や仕組みと利活用について全体をとおしてわかりやすくご説明いただき多くの方にご参加いただきました。



第1部講師 戸田雅裕氏



第2部講師 石井弘之氏



セミナー状況

報告

決算書・法人税申告書作成講座

10月3日(金)から12月5日(金)の間、東村山法人会館において「決算書・法人税申告書作成講座」(全10回)を開講しました。講師は、昨年度も講師を担当していただいた東京税理士会東村山支部所属税理士 篠原 幸彦氏にお願いしました。「会社の決算・申告の実務」(全国法人会総連合)、「基礎の基礎1日でマスター法人税申告書の作成」(清文社)と講師作成資料等を基に決算調整の流れ、申告書を作成するための基礎知識、別表の作成、法人税の申告書作成について、分かり易く丁寧に講義・指導していただきました。



篠原税理士



講座の状況

報告

オンライン「基礎から学ぶ給与計算実務」

11月13日(木)~12月10日(水)の4週間、24時間いつでも・何度でも視聴可能なWEBでの動画配信による「基礎から学ぶ給与計算実務」を開催しました。税理士、社労士として活躍されている他、資格の学校TACの人気講師である大里 香織氏により、この講座専用(非売品)のテキストとトレーニングシートを使用し、給与支払明細書源泉徴収票を実際に作成しながら、事例形式で学習するオンライン講義となりました。



第1章 給与計算の基礎

1 給与計算の前に

給与の意味、給与明細書の仕組み、賃金支払の5段階

1 給与とは

給与の意味

給与とは、「労働の対価として雇用者が労働者に支払うもの」をいいます。そのため、賃金、報酬、手当、賞与など、業務内容がかわらず、労働の対価として支払われるものは、すべて給与に含まれます。一方、退職金や賞与見舞金など、労務の対価として支払われるものや、臨時給として支払われるものは給与とはみなされません。

給与計算を行う上では、労働基準法、社会保険法、労働関係法など、様々な法律が関わってきますが、法律によって「給与」に該当する概念の名称が異なる場合があります。本書では、それぞれの場面でご紹介される用語を用いて表記しますが、監査

どうすれば

経営に役立つ情報が
手に入るか。
人脈をより広げられるか。



その答えは、
法人会にあります



法人会へのご入会をお勧めします。

会員の皆さまへ 会費改定のお知らせ

(単位:円)

平素より、法人会の事業活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年6月5日に開催された定時総会での決議を経て、令和8年4月から会費を改定させていただくこととなりました。

会員の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、より良い会員サービスを提供できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員区分	資本金	旧会費(月額)	新会費(月額)
正会員	600万未満	1,000	1,500
	600万以上 2,000万未満	1,500	2,000
	2,000万以上 5,000万未満	2,500	3,500
	5,000万以上 1億未満	3,000	4,000
	1億以上	5,000	6,000
支店、営業所等、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、公益法人等		500	1,000
賛助会員		500	700

新入会員紹介コーナー

新入会員紹介

自 令和7年11月1日~至 令和7年12月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第1支部(賛助会員)	武蔵村山市三ツ木1-6-5	明治安田生命(相)	小森 亜紀		042-560-5209
東村山第2支部(正会員)	東村山市富士見町4-11-22	ナルパートナーズ(株)	佐藤 和太	不動産業	090-7719-7300
西東京第2支部(正会員)	西東京市谷戸町1-23-19	(株)エコモ住建	小森谷 凡也	不動産業 建設業	042-425-3848



東久留米第3支部
有限会社後藤商店
代表取締役

後藤 邦彦 さん



私の原点は、16歳で上京し、丁稚奉公から始めた「たたみ材料業」です。私が携わってきたのは「畳屋」ではなく、畳を製造するための材料——①たたみ表、②たたみ床、③畳へり、④畳糸など、畳づくりに必要な資材全般を扱う問屋業です。かつて都内に135社あった同業者も、現在は29社にまで減少しています。

昭和33年1月、私は広島県福山から同郷のおじを頼って上京しました。渋谷に着いたときには雪が降り始め、これから東京で一人で暮らす不安を強く感じたことを覚えています。世田谷での住み込み

生活が始まり、当時は車もなく、2000キロの資材をリヤカーで運ぶ毎日でした。やがて運転免許を取得し、仕事も少しずつ楽になっていきました。

3年ほど経つと、もっと仕事を覚えたという意欲が湧き、中野に理想的な会社を見つけました。店主は仕事熱心ではありませんでしたが、営業や注文取りをすべて任せてくれたおかげで、「たたみ材料業」のノウハウを徹底的に身につけることができました。給料も世帯を持てるほどになり、昭和45年に結婚、そして昭和48年に独立しました。

その後もご縁に恵まれ、昭和51年には東久留米市下里に工場と事務所を建設し

ました。当時は多摩ニュータウンをはじめ、多摩地域の住宅建設が活況で、いわばバブルの様相でした。その追い風もあり、土地と建設資金は4年で完済することができました。

さらに幸運は続き、23区内の先輩から「たたみ材料商業協同組合」への加入を勧められたことが、売上向上の大きな転機となりました。2000年には同組合の理事、2010年には理事長に就任し、以後6期12年にわたり務めさせていただき、畳の普及拡大に貢献してきました。

現在、私の会社が抱える課題は、畳の需要減少（畳店の減少）に伴う代替事業の推進です。都営住宅関連の仕事を受注する建設会社からの新畳・表替えの下請けに加え、「ハウスクリーニング」部門の充実を図っています。

おかげさまで後継者問題も解決し、これからも健康に留意しながら、引き続き努力を重ねてまいります。



新年賀詞交歓会 実施報告

1月19日(月)ホテルエミシア東京立川において「新年賀詞交歓会」を開催しました。大野総務委員長・澤井委員の司会のもと、高橋会長の年頭の挨拶の後、ご多忙中をご臨席いただいた石亀東村山税務署長、小幡都税事務所小平支所長と管内市長を代表して小林小平市長からご祝辞をいただきました。その後、加藤東村山税務署副署長による乾杯のご発声により賀詞交歓会を開宴しました。途中、令和7年度にご入会いただいた新入会員の方々と東法連福利厚生制度マイスターの紹介を行い、交流を深めていただくとともに、「大福引大会」を行い会員の皆様の声が溢れる新年らしいにぎやかな会となりました。結びは、白石副会長より令和8年度が良い年であることを祈念し、三本締めでお開きとなりました。



〈司会〉⑥大野総務委員長
⑤溝井委員



〈ご挨拶〉
高橋会長



〈祝辞〉
石亀東村山税務署長



〈祝辞〉
小幡都税事務所小平支所長



〈祝辞〉
小林小平市長



〈乾杯〉
加藤東村山税務署副署長



参加された新入会員の方々



福引：会長賞当選者



会場：懇親状況



〈締め〉白石副会長

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社東村山営業所/東京都東村山市栄町2-3-2(野澤久米川駅前ビル5階)
TEL 042-397-0861

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
3/ 4(水)	14:00~16:45	【東法連】女性部会全体連絡会議	京王プラザホテル	4/ 8(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
3/11(水)	13:00~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	4/ 9(木)	13:00~15:30	決算法人説明会	//
3/12(木)	15:30~17:00	第4回理事会	//	4/10(金)	16:00~17:00	第1回総務委員会	//
3/16(月)	18:00~20:30	【三法連】交流懇親会	京王プラザホテル八王子	4/15(水)	13:30~14:30	下期監事監査	//
3/17(火)	14:00~16:00	税務教室「消費税申告書作成講座」	法 人 会 館	4/16(木)		女性フォーラム埼玉大会	ソニックシティ
//	14:00~16:00	個別融資相談会	//	//	13:00~16:00	おなやみ相談会	法 人 会 館
3/18(水)	13:00~16:00	国土工事業承継無料個別相談会	//	4/17(金)	15:00~15:30	第1回正副会長会議	//
3/19(木)	13:00~	おなやみ相談会	//	4/17(金)	15:30~17:00	第1回理事会	//
3/23(月)	14:30~16:00	【東法連】総務委員会	全法連会館4階	4/21(火)	15:00~16:00	税務教室「法人税の基礎」	//
3/25(水)	13:00~15:45	新設法人説明会	法 人 会 館	//	14:00~16:00	個別融資相談会	//
//	15:00~16:00	【東法連】理事会	全法連会館4階	4/22(水)	13:00~16:00	国土工事業承継無料個別相談会	//
4/ 2(木)	16:00~17:00	第1回事業研修委員会	法 人 会 館	//	16:00~17:00	第1回広報委員会	//
4/ 6(月)	16:00~17:00	第1回税制・社会貢献委員会	//	4/24(金)		青年部会報告会・経営講演会	//
4/ 7(火)	15:30~17:00	第1回組織・厚生委員会	//				

ブロック・支部活動実施報告

東村山 第1支部

11月30日(日)東村山駅西口の「うまいもんや学ちゃん」にて忘年会を開催しました。旧1支部と旧2支部が合併して半年経ちお互いに慣れてきたところで忘年会ができたので楽しい会になりました。参加して頂いた白石ブロック長、紺野副ブロック長、会員の皆様ありがとうございました。

記 第1支部長 本間 亜由武

東村山 第3支部

12月10日(水)に忘年会を久米川「Sushi dining浩」にて開催しました。今年度より旧4支部・旧5支部が合併し、新3支部として初めての支部活動がこの忘年会となりました。白石ブロック長、紺野副ブロック長にも出席いただき、総勢14名での開催となりました。豪華な食事とともに歓談の輪が広がると、会員同士の親睦だけでなく、情報交換やビジネスの話まで、大いに交流を深めることができた忘年会となりました。今後の支部活動として、次回は2026年2月7日に「親睦日帰りバス旅行」を開催することを宣言し、忘年会は閉会となりました。ご参加いただいた支部会員の皆さま、本当にありがとうございました。記 第3支部長 當麻 智勇



東村山 第4支部

12月15日、東村山駅前の「うまいもんや学ちゃん」にて、第4支部の忘年会を開催しました。当日は新規にご加入いただいた法人様や、他支部より移られた会員様からのご挨拶もあり、会場は終始あたたかな雰囲気になりました。さらに、今回は法人会にご興味を持つ未加入の事業者様にもご参加いただき、支部活動のリアルな魅力を体感していただく良い機会となりました。異業種同士の交流も活発で、名刺交換やビジネスの相談が自然と行われるなど、法人会ならではの「人と人とのつながり」を感じる場面も多く見られました。



こうした出会いやつながりこそが、法人会活動の醍醐味です。ご参加くださった皆様、ありがとうございました。

記 第4支部長 小林 智子

小平 ブロック

12月15日(月)に小平ブロック全体忘年会が小川町2丁目にある中華料理店の「長江宴」にて開催されました。参加者は50名を超え、おかげさまで盛況となりました。丸テーブルで中華料理を囲み食しながら余興の歌の時間や他支部との交流やそれぞれ1年を振り返る良い時間となりました。最後に林第2支部長から締めめの挨拶があり、無事に令和7年の事業を終えることとなったと共に、引き続き新しい年の活動のために英気を養う機会となりました。



記 第1支部長 菅野 豪彦

清瀬支部

12月7日(日)・8日(月)の2日間で内野清瀬支部長を筆頭に総勢20名の信玄菩提寺から旧東海道由比宿への一泊研修旅行を実施しました。1日目は武田信玄の菩提寺である恵林寺にて甲州の一国をまとめ上げたリーダーシップに触れ、山梨名産の「枯露柿」を生産している農家では軒先に吊るされた「枯露柿のカーテン」も見学することが出来ました。ついで訪れた身延山久遠寺では鎌倉時代から700有余年に渡り連綿と受け継がれた不滅の法灯に、歴史というものを肌で感じました。2日目の由比宿では日本中に旅ブームを巻き起こした「弥次さん喜多さん」の爆発力に商売の楽しさを重ね合わせて明日への活力としました。バスの車内や食事の際にも大いに懇親を深めることができ、支部の活動エネルギーが充電された研修旅行となりました。



記 副支部長 松村 重樹

総務委員会

今回は、総務委員会を紹介します。

総務委員会は、会の諸規則等の立案ならびに改廃に関する事項の他、予算の編成や決算に関する事項を所掌しています。また、会の最大事業である通常総会や賀詞交歓会を担当しており、特に賀詞交歓会の福引等、会員の皆様に喜んでいただける様な企画を考えています。今後も会務運営を軸とし、会の活性化を考えてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い致します。



大野総務委員長



総務委員会メンバー

Recipe



山芋と明太子のお好み焼き

材 料

- 山芋……………300g
- 明太子……………50g
- 万能ネギ……………2本

作り方

- 1 山芋の皮を剥いて、ビニール袋に入れて、麺棒で食べやすい大きさに叩きます。
- 2 明太子を小さく切り、万能ネギは細かく切って、山芋を入れた袋に入れ、手で袋中の食材を良く混ぜます。
- 3 フライパンに油を入れ、フライパンが熱くなったら、袋の中の食材を全部入れて、平にして中火でゆっくり焼きます。
このまま食べられる食材なので、焼きすぎないように、両面焼けたら完成です。



東久留米第1支部

野島 貞夫さん



募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。
写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。
趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定 **写真** 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)
記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

掲載時期について 当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先 東村山法人会事務局 広報担当宛
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



プレゼント



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [303号] 令和8年2月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
制作：株式会社 国栄

禁無断転載